

(案)

平成 18 年度に見直しの結論を得ることとされた独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について

平成 18 年 11 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって
(案)

平成 18 年 11 月 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 丹羽 宇一郎

1 本日、当委員会は、平成 18 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成 20 年度末までに中期目標期間が終了する法人で融資等業務を行う独立行政法人等計 23 法人について、その主要な事務及び事業の改廃に関して主務大臣に対し勧告の方向性を指摘しました。

審議に当たっては、委員による精力的な議論のみならず、現地の訪問に加え、見直しの検討状況やその考え方に関する主務省からのヒアリングを含め、今年 2 月以降、独立行政法人評価分科会及びワーキング・グループ等を延べ 90 回以上開催し、検討を重ねてまいりました。

2 今回の勧告の方向性では、初めて特殊法人等から移行して設立された独立行政法人が見直し対象となります。勧告の方向性では、本年 7 月に策定した当委員会の「平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」に沿った厳しい見直しの検討を行った結果、23 法人の主要な事務及び事業に関し、国の財政支出の縮減を図る観点から廃止・縮小・重点化等の見直しの指摘を行うとともに、融資等業務について政策金融改革の趣旨も踏まえた抜本的な見直しの方向を打ち出しました。また、昨年引き続き公務員型独立行政法人の非公務員化についても指摘を行っております。当委員会としては、これらの指摘が最大限に尊重され適切な見直しが行われることによって、各法人の一層の効率的かつ効果的な運営に大きく寄与するものと確信しています。

3 今後は、各主務大臣においてこの勧告の方向性を十分踏まえて法人の業務の見直しを具体化していただくこととなります。その際には、見直しの実効性が具体的に発揮されるよう当委員会として特に次の点を強調したいと考えます。

まず、現下の厳しい財政事情を踏まえ、不要不急の事務及び事業の廃止・縮小・重点化等を積極的に進めるとともに、継続して実施するものについても効率化を進め、さらに受益者負担の適正化などを通じ自己収入の増加を図ることにより、

独立行政法人に係る国民負担の縮減を図ることが必要です。また、独立行政法人が行う融資等業務について、その規模の縮減を図り効率的な資金配分の実現等を図る観点から、実効ある見直しを行うことが求められます。各主務大臣の御尽力を期待します。

さらに、各法人が共通的に取り組むべき事項として、次期中期目標期間においては、効率化に向けた継続的な努力、総人件費改革の着実な実施、随意契約の見直し、資産の有効活用等に係る見直しなど、諸般の取組の充実を図っていただくようお願いいたします。

4 独立行政法人は、公共的な業務を担う主体として、国民の高い信頼を獲得し、それを維持していくことが不可欠であります。また、業務の定期的な抜本見直しを主要な柱とする独立行政法人制度は、特殊法人等において経営責任の不明確性、事業運営の非効率性・不透明性、組織・業務の自己増殖性、経営の自立性の欠如などが指摘されたことを踏まえ、これらの問題点を克服するものとして構築された制度であることも忘れてはなりません。今般の勧告の方向性を踏まえた業務の抜本的な見直しはもちろんのこと、来年度以降の中期目標期間が終了する法人についても同様の見直しが継続的に行われることで、すべての独立行政法人において、国民に対して一層効率的で質の高い行政サービスの提供が確保されることを当委員会として期待します。

最後に、勧告の方向性の取りまとめに当たり、これまで御協力いただきました各府省・各法人を始めとする関係の皆様に対し心より御礼申し上げますとともに、今後の当委員会の活動について、国民各層に強い御関心をお持ちいただき、幅広い御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(案)

政 委 第 号

平成 18 年 11 月 日

内 閣 総 理 大 臣
安 倍 晋 三 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）等に基づき、平成 18 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成 20 年度末までに中期目標期間が終了する法人で融資等業務を行う独立行政法人等計 23 法人について勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。当委員会においては、貴府所管の独立行政法人（独立行政法人北方領土問題対策協会）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴府において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかすとともに、予算編成過程における財政当局からの指摘、官民競争入札等監理委員会における市場化テストに関する議論等を十分に踏まえた見直し内容としていただくようお願いいたします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮される

ために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴府、当該法人及び貴府独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

独立行政法人北方領土問題対策協会の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「北方領土問題対策協会」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 貸付業務の見直し

北方領土問題対策協会が実施する貸付業務については、効率的な運営を確保する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 貸付金については、貸付実績が著しく乏しい資金及び他の貸付制度での代替が可能な資金は貸付対象から除外することを視野に入れて、法人資金貸付を停止するとともに、住宅新築資金貸付の在り方について次期中期目標期間内に検討を行う。
- ② 融資条件については、リスク管理債権比率の一層の低減化を図るため、生活資金貸付、更生資金貸付、修学資金貸付及び住宅改良資金貸付について、その厳格化のための措置を講ずる。

なお、貸付原資である市中金融機関からの長期借入金の残高が増加していること及び市場金利が今後上昇傾向に転化することもあり得るとされていることから、貸付業務の実施に当たっての国の財政負担（長期借入金の利払いに対する補助金等）の増加を可能な限り抑制するよう、貸付業務の実施方法について検討を行うものとする。

第2 国民世論の啓発業務、調査研究等の見直し

北方領土問題等の早期解決のためには国民の理解が不可欠であり、それに必要な国民世論の啓発業務、調査研究等を効率的かつ効果的に継続していく観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 国民世論の啓発業務、調査研究等については、その目的及び北方領土問題対策協会

が担う任務・役割との関係を明確にするとともに、当該事業により得ようとする効果を可能な限り具体的かつ定量的に把握する指標を設定した上で実施し、事後において実施効果を検証して、その在り方について積極的かつ柔軟に見直しを行う。これにより、社会経済状況の変化等により実施効果が低下した事業については、改廃を行い、より効果的な事業への転換を図る。

- ② 調査研究の成果については、北方領土問題に関する施策の効果的な推進に寄与するよう、一層の活用を図る。

第3 効率的かつ効果的な法人運営

北方領土問題対策協会が、北方領土問題等の解決促進のため、国民世論の結集及び国民運動の展開等に資する業務を実施していることにかんがみると、その組織及び業務運営について国民の理解と共感を得ることが不可欠であり、そのための組織の効率化、業務の合理化等の努力を一層推進する観点から、コスト削減を徹底するよう組織及び業務運営の見直しを行うこととし、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 中期計画予算における役職員人件費の各勘定への計上については、コスト管理を一層徹底する観点から、各勘定への配分方法の改善等を図る。
- ② 退職者の不補充といった措置等も検討し、引き続き、組織のスリム化に努める。
- ③ 札幌事務所の移転による事務所賃借料の縮減を始めとする措置により、一般管理費の縮減を図る。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における北方領土問題対策協会の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、北方領土問題対策協会が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、北方領土問題対策協会の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

北方領土問題対策協会の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

(案)

政 委 第 号

平成 18 年 11 月 日

外 務 大 臣

麻 生 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）等に基づき、平成 18 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成 20 年度末までに中期目標期間が終了する法人で融資等業務を行う独立行政法人等計 23 法人について勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかすとともに、予算編成過程における財政当局からの指摘、官民競争入札等監理委員会における市場化テストに関する議論等を十分に踏まえた見直し内容としていただくようお願いいたします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮される

ために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

独立行政法人国際協力機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国際協力機構（以下「国際協力機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 経費の縮減、業務運営の効率化に向けた取組

1 経費の縮減に係る効率化目標の見直し

国際協力機構の第1期中期目標においては、一般管理費及び事業費の全体に係る包括的効率化目標が設定されておらず、各種事業の実施に必要な主要な投入に係る単位当たり経費の削減目標が設定されているが、その対象は事業費全体の一部であることを踏まえ、次期中期目標においては、事業費について包括的かつ検証可能な効率化目標を設定し、コスト削減への取組を促進するものとする。

一般管理費（人件費、物件費）については、財政支出の削減を図る観点から、本部、在外事務所、国内機関を含め、効率化目標を設定した上で、引き続きコスト削減への取組を促進するものとする。

2 効果的評価手法の確立に向けた取組

事業の評価については、各事業の費用対効果を高め効率化を図る観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的事後評価の手法の開発に取り組み、これを通じてコスト削減への取組を促進するものとする。

なお、業務経費の削減が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立を図ることとする。

3 競争性の向上

無償資金協力の調査等の業務については、費用対効果の最大化を図る観点から、契

約の形態及び内容を点検した上で、競争性の向上のための取組を検討し徹底したコスト削減を行うものとする。

第2 青年招へい事業の見直し

青年招へい事業については、本事業導入後の国際交流に関する社会情勢の変化や他の機関等における同種の国際交流事業等の実施状況を踏まえ、国際協力機構の技術協力の一環として実施する必要性が乏しい交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことを含めた抜本的な見直しを行うものとする。

第3 研修員受入事業の見直し

研修員受入事業については、途上国の自立的発展に資するとともに、我が国の外交を効果的に展開する観点から、外務省において中期的な事業計画を策定した上で、国際協力機構においてはその計画の枠内で各研修コースについて途上国のニーズにかなっているか、効果的なものとなっているかを第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果が研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立させ、次期中期目標に明示するものとする。

また、研修事業は海外でも行われており、在外拠点を利用して実施する方が効果的かつ効率的なものもあると考えられることから、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進するものとする。

第4 海外移住事業の見直し

海外移住者に対する援助、指導等については、厳しい財政事情にかんがみ、移住者の定着状況等を踏まえ、事業の種類及び対象国・地域ごとに事業目的とその達成状況等を検証し、役割を終えたと判断したものは廃止するものとする。

特に、国内で実施している事業のうち、移住者の子弟や日系人の日本語教師に対して行われている日本語研修事業については、民間や他の公的機関でも同種事業が行われていることから、国際協力機構で実施する必要性を検証し、廃止を含めた抜本的な見直しを行うものとする。

また、移住者・日系人に対する援助及び指導を実施するための基礎資料を整備することを目的として始められた農業情報収集などを内容とする調査統計事業については、移

住者の新規送出事業が平成5年度をもって、また、移住投融资事業による移住者への新規貸付が17年度をもってそれぞれ終了していることを踏まえ、次期中期目標期間内に段階的に廃止するものとする。

さらに、営農普及事業については、同事業による営農技術の普及・指導の結果、移住国において安定的な営農が可能となっている状況を踏まえ、次期中期目標期間内に段階的に廃止するものとする。

第5 案件形成等の支援業務の重点化、経費の縮減に向けた取組の推進

開発途上国における案件の選定に資するための調査研究等の業務（案件形成等の支援業務）については、政府の援助政策の実施及び重要な援助課題への対応に真に必要なものに重点化を図るとともに、経費の縮減を図る観点から、現地リソースの活用の拡大、企画調査員の配置の見直し等を進めるものとする。

第6 国際協力機構と国際協力銀行との統合に当たっての効果の発揮

外務省が実施してきた無償資金協力と国際協力銀行が実施してきた円借款業務を国際協力機構において一体的に実施するに当たっては、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、本部及び在外事務所の速やかな統合、要員の合理化及び経費の縮減のほか部局間の連携強化等を通じた援助効果の向上、援助機関としての国際競争力の強化等統合メリットを最大限に発揮するものとする。

第7 海外拠点・国内拠点の見直し

EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆる政府開発援助（ODA）卒業国に設置されている海外拠点については、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、原則廃止するものとする。それ以外の海外拠点についても、途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、統廃合や配置の適正化のための必要な見直しを促進するものとする。

国内拠点については、現場主義（在外強化）の取組（在外への人員配置の強化等）に資するとともに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者により検証し、その検証結果に基づき統廃合を含め必要な見直しを促進するものとする。

第8 在外強化の取組の促進

国際協力機構では、開発途上国の多様化するニーズに的確かつ迅速に対応するために、在外事務所の体制・機能強化を図るいわゆる「現場主義」を推進してきているが、国内人員が在外人員を上回っている現状を踏まえ、現場主義の強化を図る観点から、次期中期目標期間内で取り組むべき目標を設定した上で、国内人員の在外へのシフト等在外強化の取組を一層促進するものとする。

第9 契約の競争性の確保に向けた取組の推進

随意契約による委託等については、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、次期目標において明確かつ検証可能な目標を設定した上で、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を促進するものとする。

随意契約の妥当性については、第三者により検証し、その情報を積極的に開示することで透明性を高めるとともに、委託先の執行状況について、厳しくチェックするシステムの導入を図るものとする。

再委託契約については、不適正な経理処理の再発防止を図る観点から、現地再委託契約手続に関して平成18年1月に策定したガイドラインに沿って、現地再委託契約締結後の契約内容の確認の徹底、現地再委託契約業務完了後の第三者機関による検査の実施等、再委託契約が適正かつ効率的に行われるか厳しくチェックするものとする。

第10 情報開示の充実

国際協力機構の業務については、ODAと国際協力機構の業務に対する国民の理解向上を図る観点から、国際協力機構の役割や途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果をモニタリング・評価を通じて把握し、その結果を分かりやすく公表するものとする。

第11 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第10に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における国際協力機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、国際協力機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、国際協力機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 総人件費改革

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 資産の有効活用等に係る見直し

国際協力機構の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

独立行政法人国際交流基金の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国際交流基金（以下「国際交流基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 文化芸術交流事業の見直し

1 事業の重点化

国際交流活動を行う担い手の拡大・多様化を踏まえ、民間にできることは民間にゆだね、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化する観点から、文化芸術交流事業については、各国・各地域の事情に配慮しつつ、政府間の合意に基づく大型の周年事業の中核となる事業や、相手国側機関からの要請又は協力に基づく事業等、外交政策上必要かつ重要な事業に重点化するものとする。

その際、市場化テストに関する官民競争入札等監理委員会の検討を踏まえつつ、経費を縮減するための取組を積極的に進めるものとする。

なお、現在、外国文化を紹介するための展示・映画上映、コンサートなどの文化交流事業に使用している国際交流基金フォーラムについては、国内事業の実施環境及びニーズの変化を踏まえ、廃止するものとする。

2 関係行政機関、民間団体等との連携による業務運営の効率化

我が国の文化芸術交流事業全体を効果的に実施するため、国際文化交流に関する関係省庁等連絡会議の場等を通じて関係行政機関との情報を共有し、一層の連携を促進するものとする。

また、民間団体等とのネットワーク化を推進し、共催・協賛・協力等による外部リソースの活用等、多様な形態で民間団体等との連携を図ることにより、経費の縮減を促進するものとする。

第2 海外における日本語教育事業の見直し

1 事業の重点化

海外における日本語教育事業については、広く我が国に対する関心・理解を促進するために行われていることから、海外における日本語教育の現地化・自立化を目的とした従来の事業については、各国・各地域の教育政策及びニーズに配慮しつつ、次期中期目標等において各国・各地域の日本語教育基盤の発展段階に応じて対象と目標を明確にし、これらに係る事業に重点化するものとする。

また、海外における日本語普及の効率的かつ効果的な実施及び質的な向上を図るため、従来の事業形態から、国際標準としての「日本語教育スタンダード」を構築し、モデルとしての日本語講座の運営を通して海外の日本語教育機関の教育基盤づくりを支援する事業形態へ重点をシフトするものとする。

2 受益者負担の適正化

海外における日本語講座及び日本語能力試験については、受益者負担を適正化し、国の歳出への依存度を極力低くする観点から、開催地の物価水準や現地公的機関の動向などを勘案の上、受講料や受験料の水準の見直しを行い、経費の縮減を促進するものとする。

第3 日本研究・知的交流事業の見直し

海外の日本研究機関への支援については、諸外国の特に有識者における対日理解を深めるために行われていることから、海外における日本研究を戦略的に促進するため、各国・各地域における日本研究の中核となる機関に対する支援に重点化するものとする。

また、知的交流については、我が国が直面する課題を抱え、早期に関係の改善又は発展に取り組むべき国・地域との交流に重点化し、効率化を図るものとする。

第4 国内機関・海外事務所の運営の見直し

本部（東京都港区赤坂）については、コストが割高であることにかんがみ、早期の移転を図るなど、国内機関の運営経費の縮減を図るものとする。

日本語国際センター（埼玉県さいたま市）及び関西国際センター（大阪府泉南郡）については、民間団体等においても日本語を母国語としない者を対象とした日本語研修が

行われている状況を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねるとの観点から、必要性が低下した研修の廃止など研修の在り方を見直すものとし、当面は、国の歳出への依存度を極力低くする観点から、市場化テストに関する官民競争入札等監理委員会の検討を踏まえつつ、経費の縮減を図るとともに、受益者負担の適正化及び宿泊施設の稼働率向上のための取組を積極的に進めるものとする。

海外事務所については、その果たすべき機能及び役割を更に明確にすることにより、在外公館の業務との関係を一層明確に整理した上で、外部リソースや現地職員の活用に努めるとともに、市場化テストに関する官民競争入札等監理委員会の検討を踏まえつつ、経費を縮減するための取組を積極的に進めるものとする。

第5 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における国際交流基金の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、国際交流基金が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、国際交流基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推

進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

国際交流基金の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

(案)

政 委 第 号

平成 18 年 11 月 日

財 務 大 臣

尾 身 幸 次 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）等に基づき、平成 18 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成 20 年度末までに中期目標期間が終了する法人で融資等業務を行う独立行政法人等計 23 法人について勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人農林漁業信用基金）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかすとともに、予算編成過程における財政当局からの指摘、官民競争入札等監理委員会における市場化テストに関する議論等を十分に踏まえた見直し内容としていただくようお願いいたします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮される

ために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

独立行政法人農林漁業信用基金の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「農林漁業信用基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 債務保証等業務の見直し

1 農業・漁業保証保険業務

被債務保証者等のモラルハザードの防止及び債務保証等業務の収支の改善に資する観点から、次期中期目標期間内に財政負担を縮減するなど中長期の収支改善に向けた具体的な目標を設定した上で、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 農業・漁業信用基金協会が農業者・漁業者に対して保証割合100%で実施している債務保証については、当面、保険収支の悪化の原因となっている資金について部分保証の導入を図り、さらに、モラルハザード防止の観点から、他の資金についても、農業者・漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を農協等が負担する方式）を活用するなどモラルハザードの防止対策を総合的に検討する。
- ② 保険引受け・保険金支払審査時においては、農林漁業信用基金と農業・漁業信用基金協会との事前協議の徹底と保険金の支払に伴う債権の回収納付の促進を図る。
- ③ 制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、保険料率の引上げなど見直しを図る。

なお、本業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、引き続き検討を行うものとする。

2 林業債務保証業務

被債務保証者等のモラルハザードの防止及び債務保証等業務の収支の改善に資する観点から、次期中期目標期間内に財政負担を縮減するなど中長期の収支改善に向けた具体的な目標を設定した上で、保証料率の見直し、審査の厳格化、優良保証の確保及び求償権回収の向上を図るために具体的かつ実効性のある措置を講ずるものとするほか、保証割合を100%とする債務保証の対象については、国として行う政策の必要性等を検証して、より政策的必要性の高いものに限定し、その他のものは部分保証へ移行するとともに、この見直しと併せ、メニューの統合等を図るものとする。

なお、林業債務保証業務においては、林業・木材産業は産業自体が低迷していること、財務体質の脆弱^{ぜい}な事業者が多数を占めていること等により、債務保証先の相当部分が正常先以外の相手方となっている状況にかんがみ、次期中期目標期間内に、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について抜本的な見直しを行うものとする。

第2 低利預託原資貸付業務の見直し

- 1 認定農業者に対する農協等からの資金の貸付利率の引下げを図るための貸付原資として、農林漁業信用基金が、農協等への預託を行う農業信用基金協会に貸し付けている資金については、本法人が独立行政法人となった平成15年度以降の貸付額が年間12から13億円と、125億円の貸付原資に対しその活用状況が極めて低調である。現行法上、出資者に対する持分の払戻しは禁止されているが、国の財政に寄与する観点から、将来にわたって活用される見込みのない資金については、関係機関等と協議の上、国庫に納付するものとする。

また、本資金については、借受者のニーズを踏まえ、認定農業者の育成に真に効果的なものか検証し、必要な見直しを行うものとする。

- 2 林業経営改善計画等の認定を受けた林業者等に対する融資機関からの資金の貸付利率の引下げを図るための貸付原資として、農林漁業信用基金が、融資機関への資金供給の事業を行う都道府県に対して貸し付けている資金については、本法人が独立行政法人となった平成15年度以降の貸付額が年間81から96億円と、171億円の貸付原

資に対しその活用状況が低調である。現行法上、出資者に対する持分の払戻しは禁止されているが、国の財政に寄与する観点から、将来にわたって活用される見込みのない資金については、関係機関等と協議の上、国庫に納付するものとする。

また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた事業の重点化を図る観点から、資金メニューの一部廃止も含めた事業の見直しを行うものとする。

- 3 漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対する漁協等からの資金の貸付利率の引下げを図るための貸付原資として、農林漁業信用基金が、漁協等への預託を行う漁業信用基金協会に貸し付けている資金については、本法人が独立行政法人となった平成15年度以降の貸付額が年間6から8億円と、60億円の貸付原資に対しその活用状況が極めて低調である。現行法上、出資者に対する持分の払戻しは禁止されているが、国の財政に寄与する観点から、将来にわたって活用される見込みのない資金については、関係機関等と協議の上、国庫に納付するものとする。

また、本資金については、借受者のニーズを踏まえ、意欲のある漁業経営体の育成に真に効果的なものか検証し、必要な見直しを行うものとする。

第3 林業寄託業務の見直し

林業寄託業務のための出資金222億円については、すべて農林漁業金融公庫（平成20年度において、新政策金融機関に統合）に対する寄託に回っているとともに、新規貸付分に係る寄託原資については、農林漁業信用基金が民間から調達し、その返済利子について利子補給を受けており、間接的な手法で業務を行っている。本業務については、森林整備活性化資金に関する既往の閣議決定等を踏まえつつ、農林漁業信用基金の業務の縮小を図る観点から、現行の寄託方式以外の新たな方式が可能かなど関係機関と協議した上で所要の措置を講ずることを検討するものとする。

第4 農業共済団体及び漁業共済団体等に対する貸付に係る民間調達の推進

農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務については、共済団体等への融資業務が民間からの貸付が困難な場合のセーフティーネットとしての性格を有することを踏まえ、原則として民業補完に徹し、民間による融資の積極的活用を図る観点から、民間による融資を促すための積極的な情報開示や共済団体等への周知・指導を徹底するもの

とする。

第5 部署の統合に当たっての効率化の促進

農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合に併せて検討することとされている農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合の検討に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。

第6 情報開示の充実

農林漁業信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で開示するなど情報開示の充実を促進するものとする。

第7 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第6に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における農林漁業信用基金の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、農林漁業信用基金が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、農林漁業信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上

の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

農林漁業信用基金の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

(案)

政 委 第 号

平成 18 年 11 月 日

財 務 大 臣

尾 身 幸 次 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の
改廃に関する意見について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）等に基づき、平成 18 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成 20 年度末までに中期目標期間が終了する法人で融資等業務を行う独立行政法人等計 23 法人について勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。貴省所管の独立行政法人奄美群島振興開発基金については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 35 条の規定の適用が除外されているところですが、独立行政法人制度においては、第三者機関による事後評価及び定期的な組織・業務の見直しの客観性を担保することが重要な要素とされていることから、当委員会において、同基金について「勧告の方向性」に準じた意見を別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該意見を踏まえて見直しを進めていただき、中期目標・中期計画の改定等を行っていただくとともに、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）が平成 20 年度末に期限切れになることを踏まえ、21 年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に同基

金の業務の見直しが行われる際は、本意見の趣旨を最大限いかしていただくようお願いいたします。なお、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、参考を送付いたします。また、当委員会が「勧告の方向性」において全主務大臣に対し共通に指摘している事項についても参考にお送りいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）の趣旨を踏まえ、同基金の中期目標・中期計画の改定等に向けた貴省、同基金及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただくこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の改廃 に関する意見（案）

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美群島振興開発基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 他の金融機関等に対応できないメニューへの特化

法人の融資業務及び債務保証業務については、民業補完の徹底及び業務の重点化の観点から、民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等他の金融機関等に対応できない、あるいは法人が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止するものとする。

第2 法人の業務内容の抜本的見直し

奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づき設立され、奄美群島の振興開発の一環として行われている奄美群島振興開発基金の業務内容については、同法が平成20年度末に期限切れになることを踏まえ、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討を行うものとする。

「勧告の方向性」において全主務大臣に共通して
指摘している事項

○ 業務全般に関する見直し

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における法人の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、法人の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、5 年間で 5 % 以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

法人の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加等を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

(案)

政 委 第 号
平成 18 年 11 月 日

文 部 科 学 大 臣
伊 吹 文 明 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）等に基づき、平成 18 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成 20 年度末までに中期目標期間が終了する法人で融資等業務を行う独立行政法人等計 23 法人について勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の独立行政法人等（独立行政法人教員研修センター、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び日本私立学校振興・共済事業団（助成業務））について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかすとともに、予算編成過程

における財政当局からの指摘、官民競争入札等監理委員会における市場化テストに関する議論等を十分に踏まえた見直し内容としていただくようお願いいたします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人教員研修センター（以下「教員研修センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 学校教育関係職員に対する研修事業の見直し

学校教育関係職員に対する研修事業については、学校管理研修（中央研修）への一層の重点化を図るものとし、また、各研修についても、以下の見直しを行うものとする。

1 学校管理研修（中央研修）

学校管理研修（中央研修）については、教員研修センターの任務（各都道府県教育委員会や民間機関等では担い得ず、国として真に実施すべき研修の実施。）を果たす上からも、学校管理運営や教育課題等についての研修内容及び方法が常に最新かつ最善のものとなるように不断に見直し、精選するものとする。

2 喫緊課題研修

喫緊課題研修については、国の施策の重点等の変化、教員研修センターの研修実績や地方公共団体及び大学における同種研修の実施状況等を踏まえ、喫緊の重要課題としてふさわしいものに特化する観点から、体験活動に関する研修の廃止、児童生徒の健康教育に関連する2研修の統合を始め研修コースの廃止・統合を行うものとする。

3 委託等により実施する研修

本来は地方公共団体で実施されるべきではあるが、地方公共団体単独での実施が困難なことから共益的事業として地方公共団体からの委託等により例外的に実施する研修については、その趣旨にかんがみ、地方公共団体においては受講者の量的確保や質

の維持向上が困難なものに限定することとし、平成19年度に3研修コースを廃止するものとする。また、次期中期目標期間に実施する研修コースについても、参加状況を踏まえた廃止基準を策定し、これに沿って常時見直しを行い、その結果に応じ廃止・縮小を行うものとする。その際、同研修が地方公共団体からの委託等により行われていることを踏まえ、必要な経費については、地方公共団体の全額負担とするものとする。

4 海外派遣研修

海外派遣研修のうち、参加率の低い短期派遣研修及び長期派遣研修(12か月コース)については、廃止するものとする。また、次期中期目標期間に実施する研修コースについても、その目的、位置付け及び期待する効果を明確化した上で、効果の検証を厳密に行い、その結果に基づき、遅くとも次期中期目標期間終了時までには、その存廃及び内容について見直しを行うものとする。

第2 職員数の削減

常勤職員数については、事業の廃止・重点化等による業務量の減少に伴い、大幅に削減するものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における教員研修センターの任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、教員研修センターが担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに

に、教員研修センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

教員研修センターの保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加等を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

独立行政法人科学技術振興機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人科学技術振興機構（以下「科学技術振興機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

科学技術振興機構の主要な事務及び事業については、以下のとおりの見直しを行うとともに、特に研究開発に係る事業については、効果の把握・検証を厳格に行い、その成果を可能な限り定量的に国民にも分かりやすい形で示すものとする。

1 競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等

競争的資金については、その全体のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止対策を強化するため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿って、公募課題の審査体制・方法、研究課題の進捗^{ちよく}管理に係る科学技術振興機構の体制等を見直すものとする。また、競争的資金を配分した研究者の所属する大学等において適正に管理されるよう、当該大学等における機関管理や監査を徹底させるとともに、科学技術振興機構における監査を充実させるものとする。

2 新技術の創出に資する研究に係る事業の重点化

新技術の創出に資する研究に係る事業については、事業の重点化の観点から、非競争的資金による事業を原則として廃止し、競争的資金による事業に重点化するものとする。具体的には、平成18年度に創造科学技術推進事業、国際共同研究事業及び計算科学技術活用型特定研究開発推進事業を、19年度に人道的対人地雷探知・除去技術研究開発推進事業を、20年度に社会技術研究開発事業（計画型）を、それぞれ廃止する

ものとする。

また、民間等の革新的な独創技術を実用的技術へと育成することを目的とする革新技術開発研究事業についても、民間における研究開発への投資規模が回復する中で、所期の目的を達成しつつあることから、平成20年度に廃止するものとする。

3 新技術の企業化開発に係る事業の重点化

全国16か所に設置したプラザ・サテライト（地域の産学官交流や独創的研究成果の育成を推進するための施設）を拠点として研究成果の育成を図っている重点地域研究開発推進プログラム（地域イノベーション創出総合支援事業のプログラムのうちの一つ）については、事業開始後間もないことに加え（平成13年度以降に設置）、終了課題が少ないことから、現段階においては効果の発現状況の検証が困難な面もあるため、次期中期目標・中期計画において、プラザ・サテライトの具体的かつ定量的な目標を設定した上で、効果の発現状況の検証を行い、効果が低調で、かつ改善の見通しが立たないプラザ・サテライトを廃止する等の見直しの方針を盛り込むものとする。

また、より積極的にシーズを発掘し企業化開発につなげるシステムの構築に伴う既存研究開発システムの整理の一環として、独創的シーズ展開事業のうちの権利化試験を平成18年度に廃止するものとする。

4 科学技術情報流通に係る事業の重点化等

科学技術情報流通に係る事業については、民間も含め他の機関が有するデータベースと重複するものや収益性が乏しいものは廃止するとの観点から、当面、以下の措置等を講ずるほか、今後も不断に見直すものとする。

- ① 平成18年度にJ-EAST（国内文献の英文化データベース）を、19年度に研究情報データベース化支援事業を、それぞれ廃止する。
- ② 平成19年度までに、科学技術の研究開発等に関する基本情報（研究成果情報（特許、技術シーズ、論文等）、研究者情報、研究課題情報、研究機関情報及び研究資源情報）について、利用者からのニーズが高いものみに重点化する。

また、科学技術情報流通に係る事業のうちの科学技術文献情報提供事業については、新たな経営改善計画を策定し、利用者拡大による自己収入の増加を図るとともに、更なる経費の削減に取り組むことにより、一層の収益性改善に努めるものとする。これ

により、遅くとも平成21年度までに単年度黒字化を達成することとし、達成できなかった場合は、その原因を分析した上で、同事業の廃止を含めた抜本的な見直しを行うものとする。

5 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援のための事業の重点化等

科学技術に関する研究開発に係る交流・支援のための事業については、地域交流、研究者交流及び研究支援のための事業を廃止し、国際交流のための事業に重点化するものとする。具体的には、平成19年度に重点研究支援協力員派遣事業を、21年度に地域結集型共同研究事業を、それぞれ廃止するものとする。

また、国際科学技術協力基盤整備事業の一環として運営されている外国人研究者宿舎については、当面、運營業務の委託先選定基準の見直し、一般競争入札の導入等により、経費の削減に努めるものとし、①国の政策上の必要性がなくなった場合、②複数年度にわたり入居率が7割未満の場合又は③収支バランスの累積が大幅な赤字の場合には廃止するものとする。

6 科学技術に関する知識の普及と国民の関心・理解の増進のための業務（日本科学未来館の管理運營業務）

日本科学未来館については、科学技術に関する国民意識の醸成を図るための重要な施設ではあるものの、維持管理費や人件費など施設の運営に必要な経費として収支差分約28億円の運營業務交付金が充てられている（平成17年度決算）という状況にあることから、業務の効率化のための具体的な方策や自己収入の増加方策等を盛り込んだプログラムを策定し、同プログラムの達成状況を検証・公表するものとする。また、その運営に当たり、現在関連公益法人に委託している業務のすべてについて、一般競争入札による民間委託を実施した上で、委託内容や委託先の妥当性等を毎年度検証・公表するものとする。

第2 他の法人との更なる連携の強化等

科学技術振興機構の事務及び事業と独立行政法人日本学術振興会の事務及び事業については、文部科学省の政策目標である「科学技術の戦略的重点化」、「優れた成果を創出する研究開発環境を構築するシステム改革」、「科学技術と社会の新しい関係の構築を目

指したシステム改革」等の達成に効果的かつ効率的に貢献する観点から、科学技術・学術政策上の言わば「車の両輪」として異なった側面から日本の科学技術振興を担っているということを十分に認識した上で、今後も更に連携を強化していくものとする。

また、両法人の海外事務所についても、それぞれの機能に着目しつつ、効率的な運営の観点から、同一国に所在するものについては原則として共同設置・運用とするものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における科学技術振興機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、科学技術振興機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、科学技術振興機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

第2に掲げたもののほか、業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

科学技術振興機構の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加等を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

独立行政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 学術研究の助成（科学研究費補助金）に係る業務の見直し

科学研究費補助金については、競争的資金全体のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止対策を強化するものとする。このため、以下の見直しを行うものとする。

- ① 総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿って、科学研究費補助金の応募段階から重複応募等を系統的にチェックするとともに、実際の審査の場において他の研究費助成制度への応募・採択状況を確認する。
- ② また、競争的資金の中で最も早い時点（4月）に採否が決定される科学研究費補助金の審査結果を、他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供する。
- ③ さらに、交付した科学研究費補助金が交付対象研究者の所属する大学等において適正に管理されるよう、当該大学等における機関管理や監査を徹底させるとともに、日本学術振興会における監査を充実する。

2 特別研究員事業等の重点化等

特別研究員事業等については、事業の重点化等の観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 特別研究員事業の対象を大学院博士課程在籍者に重点化する（平成19年度）。
- ② 特別研究員に係る21世紀COEプログラムに関し、特別研究員の研究のための拠点については、時限が到来したものから順次廃止し、より重点化された拠点における

支援に縮小する（平成19年度）。

- ③ 特別研究員に対する研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を組織的に防止する仕組みを構築する（平成19年度）。

3 学術に関する国際交流の促進のための事業の重点化

学術国際交流を促進するための事業については、事業の重点化の観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 日本人の若手研究者に海外での研鑽^{さん}機会を付与する事業に重点を置くこととし、外国人特別研究員事業の規模を縮小する（平成19年度）。
- ② 外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、日本学術振興会が経費の全額を負担しているが、平成19年度から23年度までの間にこれを段階的に廃止し、公募により相手国に対等な負担を求める方式による事業へと転換する。

4 人文・社会科学振興プロジェクト研究事業の段階的廃止

人文・社会科学振興プロジェクト研究事業については、所期の目的が達成されたため、平成19年度から20年度までの間に段階的に廃止するものとする。

第2 他の法人との更なる連携の強化等

日本学術振興会の事務及び事業と独立行政法人科学技術振興機構の事務及び事業については、文部科学省の政策目標である「科学技術の戦略的重点化」、「優れた成果を創出する研究開発環境を構築するシステム改革」、「科学技術と社会の新しい関係の構築を目指したシステム改革」等の達成に効果的かつ効率的に貢献する観点から、科学技術・学術政策上の言わば「車の両輪」として異なった側面から日本の科学技術振興を担っているということを十分に認識した上で、今後も更に連携を強化していくものとする。

また、両法人の海外事務所についても、それぞれの機能に着目しつつ、効率的な運営の観点から、同一国に所在するものについては原則として共同設置・運用とするものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における日本学術振興会の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、日本学術振興会が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、日本学術振興会の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

日本学術振興会の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加等を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 奨学金貸与事業の的確な実施等

1 奨学金の貸与の的確な実施等

奨学金貸与事業については、優れた学生等で経済的理由により修学が困難な者への奨学金の貸与により、教育の機会均等の確保及び人材育成に資するという目的を十分踏まえ、真に支援を必要とする者への貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図るものとする。

また、在学中の適格認定制度等を活用し、学業成績等を踏まえた奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に依頼するとともに、奨学金の貸与の停止、奨学生としての資格の廃止等の措置を厳格かつ迅速に行うものとする。

なお、3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討するものとする。

2 奨学金の回収の強化

貸与した奨学金の回収については、総回収率（当該年度に新たに返還期日が到来した額と過年度の未回収額の合計額（平成17年度末現在2,575億円）に占める回収済額（前同2,013億円）の割合）が78.2%（滞納総額が562億円）となっているが、総回収率に係る目標が定量的に定められていない現状にある。また、新規返還者の初年度末の返還率についても、93%程度で推移しており、現行の中期計画（平成16年度から20年度）に掲げられている「中期目標期間中に95%以上に向上させる。」という回収目標に達していない状況となっている。これらの状況を踏まえ、回収業務の抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を

含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図るものとする。その一環として、現行の中期計画に掲げられている新規返還者の初年度末の返還率に係る回収目標についても、達成に向けた具体的方策を明らかにした上で早期にその達成を図るとともに、次期中期目標・中期計画においては、総回収率に係るものも含め現行の回収目標を上回る目標を具体的かつ定量的に設定するものとする。その際、回収業務の全面的な民間委託や市場化テストの活用を検討し、その結果をも踏まえ職員数を削減するものとする。

さらに、財団法人日本国際教育支援協会が実施する機関保証業務については、保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証するものとする。

第2 留学生支援事業の抜本的な見直し

留学生支援事業については、留学生受入政策全体における日本学生支援機構の役割を明確化した上で、以下の見直しを行うものとする。

1 国際交流会館等の抜本的な見直し

国際交流会館については、その運営実態等にかんがみ、今後の新設は行わないものとする。また、現存する施設についても、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めるとともに、老朽化した施設から順次廃止するものとする。

また、「知的交流拠点の中核施設」として設置された東京国際交流館の施設であるプラザ平成については、その稼働率が約55%（平成17年度）にとどまっていること、維持管理費や人件費など施設の運営に必要な経費として収支差分約4億3,850万円の運営費交付金が充てられている（17年度）こと等の現状を踏まえ、当面、市場化テストの活用、一般競争入札による全面的な民間委託等により経費の節減を図るものとする。併せて、費用対効果の観点も含め機能の発揮状況を検証し、その結果に基づき、施設管理運営業務について、現行中期目標期間の終了時までの間に、廃止（資産の処分方策を含む。）を含めた在り方について検討し、結論を得るものとする。

2 日本語教育業務の抜本的な見直し

日本語教育業務については、民間の日本語教育機関の拡充の状況や現在の日本語教育センターの運営実態を踏まえ、現行中期目標終了時（平成20年度末）までに、対象を高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生及び外国政府派遣留学生を中心に特化していくため私費留学生に係る学生数を半減するとともに、これに伴い、運営体制の見直しを行うものとする。

なお、次期中期目標期間（平成21年度～25年度）において、引き続き私費留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、文部科学省における留学生に対する日本語教育の支援方策等に関する検討の一環として、抜本的な在り方の検討を行うものとする。

第3 学生生活支援事業の見直し等

1 学生生活支援事業の重点化

学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、事業内容を厳選して実施するものとする。

2 学生支援情報データベースの定期的見直し

現在構築中の学生支援情報データベースについては、提供される情報の内容の有用性を把握するとともに、その構築に係る各大学の労力と同データベースから得られる効果とを評価した上で、効率化・合理化の観点から、定期的に整備計画の内容を見直すものとする。

3 各種研修等の重点化

研修事業等については、事業の効率化・合理化の観点から、各大学におけるノウハウの蓄積が十分でなく、適切な支援を行うことが困難な分野を中心に重点化し、整理・統合するものとする。このため、体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナーについては、廃止するものとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における日本学生支援機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、日本学生支援機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、日本学生支援機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

第2に掲げたもののほか、業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

日本学生支援機構の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

独立行政法人国立大学財務・経営センターの主要な事務 及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「国立大学財務・経営センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 事務及び事業の特化

国立大学財務・経営センターが実施する事務及び事業について、機能の明確化等の観点から、第2に掲げる見直しをも行いつつ、国立大学法人等を対象とする融資等業務（施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務）に特化し、これ以外の業務を国立大学財務・経営センターの業務としては廃止するものとする。その上で、特化した業務の実施主体の在り方については、他の法人の業務との一体的実施等の視点を含め更に検討するものとする。

なお、業務の廃止に伴い、大学共同利用施設であるキャンパス・イノベーションセンターの施設の活用方法については、売却や他機関等への移管等の多様な方法を検討するものとする。

第2 施設費貸付事業の見直し

施設費貸付事業については、国立大学法人の附属病院整備の計画的な推進に資するため、財政融資資金によるほか、民間資金の活用の観点から、現在、文部科学省において進められている病院PFI事業（パイロットモデル）の結果を踏まえ、PFI導入を始め多様な財源の確保方策を推進するとともに、小規模な設備整備に係る貸付について民間金融機関からの資金を導入するものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における国立大学財務・経営センターの任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、国立大学財務・経営センターが担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、国立大学財務・経営センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・

範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

国立大学財務・経営センターの保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の主要な事務 及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定が準用される日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に係る主要な事務及び事業については、政策金融関係法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 貸付事業の安定的かつ効率的な実施

貸付事業については、少子化を背景として長期的には学生総数の減少が見込まれるなど私立学校における経営環境が今後とも一層厳しいものとなる状況を踏まえ、その安定的な運営を図る観点から貸付審査基準の更なる明確化を図るとともに、リスク管理機能の強化（①与信審査の厳格化、②債権保全のための貸付先法人のモニタリングの強化、③滞納・破綻法人及び再生・再建法人に係る債権保全の強化、④債権評価の厳格化による貸倒引当金の設定等）を図るものとする。

また、短期融資などについて、民間の融資実態等を踏まえ、①財政的に脆弱性を有する幼稚園等に対するものを除く貸付期間5年以下の貸付事業の廃止、②需要が減少している私立大学奨学事業の廃止、③国際交流施設事業の一般事業との統合等の見直しを行うものとする。

さらに、私学振興債券の発行については、引き続き、市場からの資金調達の拡大を図るものとする。

第2 補助事業の見直し

私立大学等経常費補助金については、私立大学等経常費補助金配分基準に沿った厳格な運用及び効率的な配分を行う観点から、定員割れ大学等への助成の見直しを行う一方で、定員割れ解消等に向けた具体的な経営改善に取り組んでいる大学等に対する有効な支援となるよう、配分方法を改善するものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における日本私立学校振興・共済事業団の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、日本私立学校振興・共済事業団が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、日本私立学校振興・共済事業団の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・

範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

日本私立学校振興・共済事業団の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

(案)

政 委 第 号
平成 18 年 11 月 日

厚 生 労 働 大 臣
柳 澤 伯 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）等に基づき、平成 18 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成 20 年度末までに中期目標期間が終了する法人で融資等業務を行う独立行政法人等計 23 法人について勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人雇用・能力開発機構）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかすとともに、予算編成過程における財政当局からの指摘、官民競争入札等監理委員会における市場化テストに関する議論等を十分に踏まえた見直し内容としていただくようお

願います。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 融資等業務の見直し

1 福祉医療貸付事業の重点化

福祉医療貸付事業については、政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化を図る観点から、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 医療貸付のうち病院に対する融資

医療貸付のうち病院に対する融資については、

- ① 500床以上の病院については、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備に対する融資に限定するとともに、融資率の引下げを行う。
- ② 500床未満の病院については、当該病院の地域における必要性や貢献度を融資に反映させる観点から、その具体的な考え方を明らかにしたガイドラインを作成した上で、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資するとともに、病院の機能や経営状況について第三者評価を受けているものについては融資審査に活用する。

(2) 医療貸付のうち病院以外に対する融資

医療貸付のうち病院以外に対する融資については、都道府県の医療計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資条件を明確にした上で、融資対象の重点化を行うと

ともに、融資率の引下げを行うものとする。

(3) 福祉貸付

福祉貸付については、都道府県の介護保険事業支援計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資条件を明確にした上で、融資対象の重点化を行うとともに、融資率の引下げを行うものとする。また、協調融資のより一層の推進を図るものとする。

これらの措置により、福祉医療貸付事業の新規融資額を縮減するとともに、融資残高についても縮小していくものとする。

2 年金担保貸付事業等の効率化

年金担保貸付事業については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入の mismatch の解消を図る観点から、平成 20 年度から財政融資資金からの借入を行わないものとする。

また、利用者の利便の向上や貸付金利の抑制を図るため、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化を図るものとし、これにより経費の節減を行うものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 福祉医療経営指導事業の見直し

福祉医療経営指導事業については、都市部で地価下落が進むなど若手医師の新規開業が容易になってきた現状を踏まえ、開業医承継支援事業は廃止し、経営悪化した施設に対する経営改善支援事業に重点化するものとする。

なお、適切な受益者負担の観点から、料金体系の見直し等を行い、自己収入の増加を図るものとする。

2 長寿・子育て・障害者基金事業の成果普及と効率化

長寿・子育て・障害者基金事業については、多様化する福祉ニーズに対応した効果的な助成を行う観点から、適切な助成テーマの設定を行うとともに、募集方法、選定方法及び事後評価手法を見直すこと、助成団体側からの助成に係る各提出書類について段階的な電子化を推進すること等により、事務処理の効率化を図るものとする。

また、助成の効果を高めるため、優れた助成事業の成果について効果的な普及を図

るものとする。

3 退職手当共済事業の効率化

退職手当共済事業については、事務の合理化・効率化の観点から、共済契約者（社会福祉施設等経営者）が毎年4月に提出する掛金納付対象職員届について、電子申請化を進めるとともに、平成19年度に策定する業務・システム最適化計画に基づき、事務の合理化及び経費の節減を行うものとする。

4 心身障害者扶養保険事業の見直し

心身障害者扶養保険事業については、心身障害者扶養保険責任準備金に対応する資産の積立不足により、平成17年度末で約388億円の繰越欠損金が発生しているが、現在、厚生労働省において、心身障害者扶養保険制度の見直しを行っており、その方向性が定まった段階で、事務及び事業の見直しに係る具体的な措置を定めるものとする。

5 福祉保健医療情報サービス事業の効率化

福祉保健医療情報サービス事業については、福祉医療施策の動向、利用者ニーズ、ポータルサイトの拡大による福祉医療情報の価値の向上等を踏まえ、コンテンツ及び機能の見直しを行い、システムの効率化と利用者満足度の向上を図るとともに、各サービスの充実度を踏まえ、一般サイトについては民間委託、専用サイトについては利用料を徴収するなど、次期中期目標期間内に更なる事務の効率化や自己収入の増加について検討し、結論を得るものとする。

6 メリハリの効いた組織体制と人員配置の整備

福祉医療貸付事業の重点化や福祉医療経営指導事業の見直しなど、様々な業務の見直しを踏まえ、総人件費の削減も勘案しつつ、各業務の業務量に応じたメリハリの効いた組織体制と人員配置の整備を図るものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における福祉医療機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、福祉医療機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、福祉医療機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、5 年間で 5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

福祉医療機構の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利

用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

独立行政法人労働政策研究・研修機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「労働政策研究・研修機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 労働政策研究事業の重点化による規模縮小

労働政策研究については、労働政策研究・研修機構の任務の位置付けを踏まえ、国・民間等との役割分担にも留意しつつ、同機構が担うべき真に必要な調査研究の領域を具体的かつ客観的に明らかにし、民間でできるものは民間にゆだねるほか、内部研究員の優秀な人材の流動化を図ることなどにより、研究機能の重点化と活性化を図るものとし、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 調査研究事業の重点化による研究費の縮減及び研究成果の厳格な評価の実施

調査研究事業については、時々に変化する労働政策の課題に的確に対応するため、研究成果の評価基準の構築及び外部研究員や任期付研究員の積極的な活用による活性化と労働政策の企画立案に資するより高度な調査研究への重点化を図る観点から、プロジェクト研究の重点化を図るものとする。

また、個別研究については、厚生労働省からの要請に基づき、社会経済情勢の変化等により、緊急性・重要性の高い新たな政策課題に関する研究のみを実施するものとし、それ以外のものについては廃止するものとする。これらの重点化・廃止により、研究費の縮減を図るものとする。

なお、行政との連携強化による調査研究の質の一層の向上と適切な資源配分を図る観点から、厚生労働省と労働政策研究・研修機構との認識の共有化を図るための意見交換等の仕組みや研究成果が政策にどのように反映されたのか調査研究の有効性について検証し、研究成果を厳格に評価するものとする。

(2) 研究者等の招へい・海外派遣事業の重点化

研究者等の招へい・海外派遣事業については、調査研究事業との一体性を明確化するとともに、事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、その内容、頻度、必要性等を十分に精査し、事業に係る人員等の縮減を図るものとする。

(3) 成果普及事業の重点化

成果普及事業については、労使実務家を始めとする国民各層における政策論議の活性化を図ることを目的としているが、その手法が散在しており、その成果も不明確であることから、パブリックコメントやメールマガジン等広く国民各層を対象とできる手法を十分に活用することにより、特定の者を対象とした会議等の開催は大幅に廃止・縮減するものとする。

2 研究と研修の一層の連携強化

政策研究と研修を連携させ、研究成果を研修に反映すること、研修を通じて把握した現場の問題意識を政策研究に反映することなど、双方の活性化を図る取り組みを一層図るものとする。

3 調査研究事業と各事業との一体的実施の必要性

情報収集事業、成果普及事業及び研究者等の招へい・海外派遣事業のそれぞれ個々の事業については、調査研究事業と一体的に実施する必要性が乏しいもの又は調査研究に相乗効果をもたらさないものについては、廃止するものとする。

4 常勤職員の削減によるコストの縮減

労働政策研究・研修機構においては、内部研究員を43人（うち9人が任期付研究員）抱えている現状にかんがみ、他の政策研究機関などの研究員の任用や在職の実態等を踏まえつつ、研究員のより一層の流動化や縮減を図るものとする。

また、各事業の業務量等を踏まえた適切な人員配置を図る観点から、事務及び事業の縮小に伴い人員を大幅に縮減するものとし、これによりコストを縮減するものとする。

5 効率的かつ効果的な業務実施体制の整備

時々に変化する労働政策の課題に的確に対応するため、研究成果の評価基準の構築及び外部研究員や任期付研究員の積極的な活用による活性化が必要である。

このため、効率的かつ効果的な調査研究体制を構築するとともに、労働政策研究に真に有用な人材を確保するための人事評価制度を構築するものとする。

また、各事業の業務量等を踏まえた適切な人員配置による業務実施体制を構築するものとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における労働政策研究・研修機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、労働政策研究・研修機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、労働政策研究・研修機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革

を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

労働政策研究・研修機構の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

独立行政法人雇用・能力開発機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「雇用・能力開発機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 職業能力開発業務のうち在職者を対象とした職業訓練の重点化

職業能力開発業務のうち在職者を対象とした職業訓練については、都道府県との役割分担の一層の明確化を図るとともに、民業補完に徹する観点から、民間教育訓練機関等の多種多様な訓練の実施の状況や昨今の都道府県における職業訓練の取組状況を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 中小企業等を主な対象として、ものづくり分野を中心に「真に高度なもの」のみに真に限定して実施する。

その際、「真に高度なもの」の基準を、明確化して公表するものとし、この基準に該当しない訓練は廃止する。

- ② なお、訓練の実施に当たっては、適切な受益者負担を求める。

2 職業能力開発業務のうち離職者を対象とした職業訓練の重点化

職業能力開発業務のうち離職者を対象とした職業訓練については、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 施設内訓練については、主にものづくり分野であって、その地域において民間にはできないものに限定するとともに、各職種における求人と求職のミスマッチの状況も踏まえ、訓練コースを精査した上で実施する。

- ② また、民間で対応可能な訓練については、都道府県との役割分担をより明確化しつつ、成果の評価等に基づき民間教育訓練機関への委託訓練を積極的に推進する。

3 職業能力開発業務のうち学卒者を対象とした職業訓練の見直し

職業能力開発業務のうち学卒者を対象とした職業訓練については、都道府県との役割分担の一層の明確化を図るとともに、民業補完に徹する観点から、民間教育訓練機関等の多種多様な訓練の実施の状況や昨今の都道府県における職業訓練の取組状況を踏まえ、さらに、ニーズや定員の充足率、就職率を見極めた上で、今後の経済社会を担う高度なものづくり人材を育成するため、主として若年者を対象とした高度職業訓練に特化・重点化するものとする。

4 職業能力開発業務のうち職業訓練指導員の養成定員等の見直し

職業能力開発業務のうち職業訓練指導員の養成については、昨今の産業構造の変化や技術革新等に伴う訓練ニーズの変化に対応していく観点から、特にものづくりにおける技能継承が喫緊の課題となっているなどの状況も踏まえ、単なる技能の習得の指導だけではなく、訓練のコーディネートやキャリアコンサルティングなど公共だけではなく民間においても対応できる幅広い能力を身に付けた職業訓練指導員の養成を行うものとする。

ただし、卒業生における職業訓練指導員への就職実績は年々低下し、平成16年度においては1割程度となっている状況や今後の職業訓練指導員の需要予測等を踏まえ、養成定員の削減を行うとともに、当該訓練施設設置の趣旨及び目的を踏まえ、施設の在り方を見直すものとする。

5 職業能力開発業務のうち若年者対策の支援拠点の重点化

職業能力開発業務のうち若年者対策については、事業の機動性や効果を高める観点から、支援拠点であるヤングジョブスポットの実績に基づき重点化するものとする。

その際に、事業の効果を検証し、事業の在り方について厳格な評価を行うものとする。

6 職業能力開発業務のうち私のしごと館の運営等の見直し

私のしごと館については、建設費等に約580億円、維持管理費や人件費など施設の運営に必要な経費として収支差分約17億6千万円の運営費交付金が充てられている（平成17年度決算）という現状を踏まえ、厚生労働省は、その政策体系における施策・

実績目標とその目標の達成手段の一つとしての私のしごと館の位置付け等の明確化を図るとともに、厚生労働省及び雇用・能力開発機構は、本年度中に、次期中期目標の策定の前提となるものとして平成19年度から21年度までの3年間を改革期間とする私のしごと館の改革方策に関する具体的な事後評価が可能となるよう改革推進計画及び改革実行計画（アクションプラン）をそれぞれ策定するものとする。

厚生労働省が策定する改革推進計画には、私のしごと館が果たすべき役割、厚生労働省の政策体系の中での位置付け及びそれに基づく改革に向けて厚生労働省が講じようとする具体的措置内容や関係府省等との具体的な連携内容等を盛り込むものとする。また、雇用・能力開発機構が厚生労働省と協議の上策定する改革実行計画（アクションプラン）には、明確化された私のしごと館の位置付けや役割を踏まえた今後の運営全般に係る具体的かつ定量的な実施目標及び経費の縮減や、自己収入の増加等の収支の改善目標並びにそれらの達成状況を測定するための指標を明確にするとともに、これらの目標の達成に向けて雇用・能力開発機構が講じようとする具体的措置の内容、経済団体等との具体的な連携協力内容等を盛り込むものとする。

厚生労働省及び雇用・能力開発機構は、私のしごと館の総合的な経営改善計画とも言うべきこれらの改革推進計画及び改革実行計画（アクションプラン）に沿って、一層の民間委託や市場化テストの活用などを含め、その着実な実施を図り、毎年度その進捗状況について、評価・検証等を行う。さらに、改革期間終了後速やかに、実施目標及び改善目標の達成状況やこれらの目標を達成するために講じられた措置等の実施状況の評価・検証等を行う。また、厚生労働省は、改革期間終了後速やかに、自らの政策体系における施策・実績目標の達成手段としての私のしごと館の必要性・有効性の評価・検証等を行う。上記の評価・検証等を踏まえ、私のしごと館の廃止も含めた抜本的な在り方の見直しを行い、その結論に沿って、次期中期目標期間終了時まで具体的な措置を講ずるものとする。

7 雇用開発業務のうち相談等業務の重点化等

雇用開発業務のうち中小企業事業主等に対する相談等については、中小企業の人材確保や職場定着に資する内容に重点化し、適切な目標管理の下、労働者の雇用の安定にとって、より効率性の高い相談事業とするものとする。

建設労働者の雇用管理改善等に関する相談・援助については、更に多くの建設事業

主に利用されるよう、具体的な相談事例の公表など広報内容を充実するとともに、担当職員の資質の向上を図りつつ、実施するものとする。

8 雇用開発業務のうち助成金の支給の重点化

雇用開発業務のうち助成金の支給については、従来の雇用管理改善全般等に係る取組への助成措置から、人材確保や職場定着といった労働者の雇用の安定に資する取組等への助成措置へと重点化するものとする。

9 勤労者財産形成促進業務のうち助成事業の廃止

勤労者財産形成促進業務のうち助成事業については、近年利用実績が低調であること等を踏まえ、必要な経過措置を設けた上で、全て廃止するものとする。

10 雇用促進住宅業務の早期廃止

雇用促進住宅業務については、できるだけ早期に事業を廃止することについて、次期中期目標等の策定時までに結論を得るものとする。

その結果を踏まえ、次期中期目標等に早期廃止に向けた具体的な計画を明記し、適切な対応を図るものとする。

11 公共職業能力開発施設の規模縮小、有効活用等

公共職業能力開発施設については、以下の措置を講ずるものとする。

① 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）については、前述の在職者訓練及び離職者訓練の見直しを十分に踏まえ、各施設の訓練内容及び実施規模の縮小を図る。

② 生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）については、ホワイトカラーの職業能力開発の総合的・中核的な拠点として設置したことを踏まえ、ホワイトカラーに関する訓練コースの開発・試行実施に特化する。

また、業務運営に当たって市場化テストを導入し、効率的な運営を図るとともに、雇用・能力開発機構が保有する他の施設を入居させる等、施設の有効活用を推進する。

なお、在職者訓練についてもものづくり分野を中心に実施するという政策方針や、

本施設の運営状況等を十分に踏まえ、次期中期目標期間内に、施設の必要性の観点から、施設の在り方の見直しを検討する。

- ③ 職業能力開発大学校・短期大学校については、前述の学卒者訓練の見直しを踏まえ、さらに訓練ニーズや訓練実績等も勘案し、訓練定員の見直しや訓練科の整理・縮小を行うとともに、その状況を踏まえ、施設の在り方及び配置について、実績の低調な施設の統廃合を含め次期中期目標期間内に検討し、必要な措置を講ずる。

なお、上記の各施設の在り方等の見直しに当たっては、施設ごとのセグメント情報を十分に踏まえ、具体的な業務運営の達成目標を定めた上で、その業務量に応じた適切な人員やコストとなっているか検討し、必要な措置を講ずるものとする。

なお、雇用・能力開発機構が行う業務については、次期中期目標期間終了時まで、厚生労働省において、社会経済情勢や雇用環境の変化の状況等を踏まえ、これまでの取組についての効果の分析・検証を行うとともに、その結果に基づき、ゼロベースでの見直しを行うものとする。

第2 融資等業務の見直し

1 職業能力開発業務のうち技能者育成資金の対象の限定

職業能力開発業務のうち技能者育成資金については、政策金融改革の趣旨を踏まえ、リスク評価を適切に行うとともに、回収業務の強化を図ることにより、現在貸付金の原資となっている国からの補助を次期中期目標期間内に廃止するものとし、返還金のみによる貸付制度に転換するものとする。

また、貸付対象者を真に必要な者に限定する方向で検討を行うこと等により、業務の効率化を図るものとする。

2 雇用開発業務のうち貸付等の業務の重点化等

就職資金貸付事業のうち、アイヌ地区住民に対する貸付については、事業運営の適正化を図るため、返還基準の見直しを行うものとする。沖縄県内の居住者に対する貸付については、実績が低下してきていることから、平成18年度末をもって廃止する方

向で検討するものとする。

介護労働者債務保証については、廃止するものとする。

3 勤労者財産形成促進業務のうち融資業務の見直し

持家分譲融資、多目的住宅融資及び共同社宅住宅融資については、近年利用実績が低調であること等から、廃止するものとする。

また、財形住宅融資に係る一般利子補給業務についても、昨今の低金利の状況や利用実績がないことなどを踏まえ、廃止するものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における雇用・能力開発機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、雇用・能力開発機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、雇用・能力開発機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とす

る削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

雇用・能力開発機構の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

(案)

政 委 第 号

平成 18 年 11 月 日

農 林 水 産 大 臣
松 岡 利 勝 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）等に基づき、平成 18 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成 20 年度末までに中期目標期間が終了する法人で融資等業務を行う独立行政法人等計 23 法人について勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人農林漁業信用基金）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかすとともに、予算編成過程における財政当局からの指摘、官民競争入札等監理委員会における市場化テストに関する議論等を十分に踏まえた見直し内容としていただくようお願いいたします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮される

ために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

独立行政法人農林漁業信用基金の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「農林漁業信用基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 債務保証等業務の見直し

1 農業・漁業保証保険業務

被債務保証者等のモラルハザードの防止及び債務保証等業務の収支の改善に資する観点から、次期中期目標期間内に財政負担を縮減するなど中長期の収支改善に向けた具体的な目標を設定した上で、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 農業・漁業信用基金協会が農業者・漁業者に対して保証割合100%で実施している債務保証については、当面、保険収支の悪化の原因となっている資金について部分保証の導入を図り、さらに、モラルハザード防止の観点から、他の資金についても、農業者・漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を農協等が負担する方式）を活用するなどモラルハザードの防止対策を総合的に検討する。
- ② 保険引受け・保険金支払審査時においては、農林漁業信用基金と農業・漁業信用基金協会との事前協議の徹底と保険金の支払に伴う債権の回収納付の促進を図る。
- ③ 制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、保険料率の引上げなど見直しを図る。

なお、本業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、引き続き検討を行うものとする。

2 林業債務保証業務

被債務保証者等のモラルハザードの防止及び債務保証等業務の収支の改善に資する観点から、次期中期目標期間内に財政負担を縮減するなど中長期の収支改善に向けた具体的な目標を設定した上で、保証料率の見直し、審査の厳格化、優良保証の確保及び求償権回収の向上を図るために具体的かつ実効性のある措置を講ずるものとするほか、保証割合を100%とする債務保証の対象については、国として行う政策の必要性等を検証して、より政策的必要性の高いものに限定し、その他のものは部分保証へ移行するとともに、この見直しと併せ、メニューの統合等を図るものとする。

なお、林業債務保証業務においては、林業・木材産業は産業自体が低迷していること、財務体質の脆弱^{ぜい}な事業者が多数を占めていること等により、債務保証先の相当部分が正常先以外の相手方となっている状況にかんがみ、次期中期目標期間内に、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について抜本的な見直しを行うものとする。

第2 低利預託原資貸付業務の見直し

- 1 認定農業者に対する農協等からの資金の貸付利率の引下げを図るための貸付原資として、農林漁業信用基金が、農協等への預託を行う農業信用基金協会に貸し付けている資金については、本法人が独立行政法人となった平成15年度以降の貸付額が年間12から13億円と、125億円の貸付原資に対しその活用状況が極めて低調である。現行法上、出資者に対する持分の払戻しは禁止されているが、国の財政に寄与する観点から、将来にわたって活用される見込みのない資金については、関係機関等と協議の上、国庫に納付するものとする。

また、本資金については、借受者のニーズを踏まえ、認定農業者の育成に真に効果的なものか検証し、必要な見直しを行うものとする。

- 2 林業経営改善計画等の認定を受けた林業者等に対する融資機関からの資金の貸付利率の引下げを図るための貸付原資として、農林漁業信用基金が、融資機関への資金供給の事業を行う都道府県に対して貸し付けている資金については、本法人が独立行政法人となった平成15年度以降の貸付額が年間81から96億円と、171億円の貸付原

資に対しその活用状況が低調である。現行法上、出資者に対する持分の払戻しは禁止されているが、国の財政に寄与する観点から、将来にわたって活用される見込みのない資金については、関係機関等と協議の上、国庫に納付するものとする。

また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた事業の重点化を図る観点から、資金メニューの一部廃止も含めた事業の見直しを行うものとする。

- 3 漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対する漁協等からの資金の貸付利率の引下げを図るための貸付原資として、農林漁業信用基金が、漁協等への預託を行う漁業信用基金協会に貸し付けている資金については、本法人が独立行政法人となった平成15年度以降の貸付額が年間6から8億円と、60億円の貸付原資に対しその活用状況が極めて低調である。現行法上、出資者に対する持分の払戻しは禁止されているが、国の財政に寄与する観点から、将来にわたって活用される見込みのない資金については、関係機関等と協議の上、国庫に納付するものとする。

また、本資金については、借受者のニーズを踏まえ、意欲のある漁業経営体の育成に真に効果的なものか検証し、必要な見直しを行うものとする。

第3 林業寄託業務の見直し

林業寄託業務のための出資金222億円については、すべて農林漁業金融公庫（平成20年度において、新政策金融機関に統合）に対する寄託に回っているとともに、新規貸付分に係る寄託原資については、農林漁業信用基金が民間から調達し、その返済利子について利子補給を受けており、間接的な手法で業務を行っている。本業務については、森林整備活性化資金に関する既往の閣議決定等を踏まえつつ、農林漁業信用基金の業務の縮小を図る観点から、現行の寄託方式以外の新たな方式が可能かなど関係機関と協議した上で所要の措置を講ずることを検討するものとする。

第4 農業共済団体及び漁業共済団体等に対する貸付に係る民間調達の推進

農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務については、共済団体等への融資業務が民間からの貸付が困難な場合のセーフティーネットとしての性格を有することを踏まえ、原則として民業補完に徹し、民間による融資の積極的活用を図る観点から、民間による融資を促すための積極的な情報開示や共済団体等への周知・指導を徹底するもの

とする。

第5 部署の統合に当たっての効率化の促進

農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合に併せて検討することとされている農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合の検討に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。

第6 情報開示の充実

農林漁業信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で開示するなど情報開示の充実を促進するものとする。

第7 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第6に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における農林漁業信用基金の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、農林漁業信用基金が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、農林漁業信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上

の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

農林漁業信用基金の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

(案)

政 委 第 号

平成 18 年 11 月 日

経 済 産 業 大 臣
甘 利 明 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）等に基づき、平成 18 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成 20 年度末までに中期目標期間が終了する法人で融資等業務を行う独立行政法人等計 23 法人について勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかすとともに、予算編成過程

における財政当局からの指摘、官民競争入札等監理委員会における市場化テストに関する議論等を十分に踏まえた見直し内容としていただくようお願いいたします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の
主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「新エネルギー・産業技術総合開発機構」という。）の主要な事務及び事業のうち融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨を踏まえた上で、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 融資等業務の廃止等

1 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）に基づく債務保証業務の見直し

債務保証業務については、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すとともに、利用実績、効果及びその評価を踏まえ、当該制度の在り方及び新エネルギー・産業技術総合開発機構で業務を実施する必要性について、次期中期目標期間終了時に改めて検討し、結論を得るものとする。

2 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）に基づく債務保証業務及び利子補給業務の廃止

債務保証業務及び利子補給業務については、これまでの利用実績が低調であるなど、当該業務を継続する必要性が乏しいことから廃止するものとする。

これに伴い、債務保証業務を実施するために設置された基金については、全額国庫に返納するものとする。

独立行政法人日本貿易振興機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 各種事務及び事業の廃止等

日本貿易振興機構のコア・コンピテンス（核となる強み）との関係を踏まえつつ、費用対効果の分析への取組等を通じ、以下の措置を含め各種事務及び事業の廃止等に努めるものとする。

- ① 産油・産ガス国協力モデル事業及び産油国研修事業については、日本貿易振興機構のコア・コンピテンス（核となる強み）との関係を踏まえ、廃止する。
- ② ビジネス日本語能力テスト事業については、次期中期目標期間中のできるだけ早期に、日本貿易振興機構の事業としては廃止し、民間の実施主体へ移管する。
- ③ 貿易アドバイザー試験事業については、次期中期目標期間中のできるだけ早期に、日本貿易振興機構の業務としては廃止し、併せて、民間の実施主体への移管の可能性を早急に調査し、移管等の措置を講ずる。
- ④ 国際インターンシップ支援事業については、他にも類似のインターンシップ支援を実施している団体があること等を踏まえ、廃止する。

2 自己収入等の増加

対日投資ビジネスサポートセンターの運営、セミナーの開催、展示会・商談会の開催等について、より適正な受益者負担を積極的に求めることなどを通じ、それぞれの事業ごとに適切な目標を設定の上、第1期中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加を図るものとする。また、ローカル・トゥ・ローカル産業交流事業についても、事業実施主体の費用負担の増加を図るものとする。

3 柔軟かつ機動的な組織運営

(1) 国内事務所

国内事務所については、事務所ごとの業務実績、事務所が所在する地方自治体からの負担金の在り方等を踏まえ、負担割合の適正化や事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組むものとする。

(2) 海外事務所

海外事務所については、事務所ごとの業務実績等を踏まえ、第1期中期目標期間に引き続き配置を適切に行うための目標を設定の上、事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組むものとする。

第2 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

通商・貿易動向及び国としての政策ニーズや業務の効率的な実施の必要性を踏まえつつ、対日投資、中小企業等の国際ビジネス支援、途上国との貿易取引拡大に直接的に資する業務に重点化するものとする。その際、限られた資源を有効に活用するという観点から、以下のとおりそれぞれの業務に対応する明確なアウトカム指標を設定し、PDCAサイクルに基づき業務の改善・効率化に取り組むものとする。

- ① 「対日投資拡大」関連業務については、対日投資の拡大について、我が国経済の活性化や国富の拡大といった業務の効果に着目した明確なアウトカム指標を設定の上、地方への投資促進及び進展していない既存案件の支援・既存案件の進出後の支援に重点化することにより効率化を図る。また、対日投資ビジネスサポートセンターについて、入居充足率や費用対効果等を踏まえ、あらゆる観点からその在り方の見直しを行う。
- ② 「我が国中小企業等の国際ビジネス支援」関連業務については、輸出促進関連事業、国際的企業連携支援関連事業等において分野を重点化することにより効率化を図り、それぞれの分野ごとに、我が国あるいは国民に対する効果に着目した明確なアウトカム指標を設定する。
- ③ 「開発途上国との貿易取引拡大」関連業務については、東アジア地域を中心としたFTAやEPA、あるいは東アジア経済統合といった枠組みづくりにおいて積極

的に役割を果たすため、相手国を重点化し、かつ、知見やノウハウに関し比較優位を持つ事業に特化することにより効率化を図るとともに、我が国あるいは国民に対する効果に着目した明確なアウトカム指標を設定する。

- ④ 日本貿易振興機構本部が実施する調査・研究については、国の施策に基づいた業務に特化していく観点から、政策と一体性・同時性をもつものに重点化するとともに、優先度や必要性を精査しテーマを厳選することにより質の向上及び効率化を図る。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、日本貿易振興機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契

約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

日本貿易振興機構の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

独立行政法人原子力安全基盤機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「原子力安全基盤機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 調査、試験及び研究業務の重点化

安全規制の向上のために実施する調査、試験及び研究業務については、高経年化対策事業、廃棄物関連事業等の喫緊の課題に重点化するとともに、提案公募型調査研究については廃止するものとする。

なお、その他の事業についても、廃止を含めた積極的な見直しを行うことにより、経費の縮減を図るものとする。

また、公的研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止対策を強化する観点から、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿った取組を行うことにより、業務の適正な運営を図るものとする。

第2 安全情報業務の重点化・効率化

安全情報業務については、収集情報を精査した上で、より重要度の高いものに重点化するとともに、安全情報データベースの体系を見直し、データ入力に係るコストを削減すること等により、業務の効率化を図るものとする。

第3 防災支援業務の効率化

原子力防災に関する研修事業については、原子力安全・保安院が独立行政法人日本原子力研究開発機構等他の機関への委託により実施している事業との重複が見られるといった状況を踏まえ、その重複の排除や事業の統合など整理合理化を推進することにより、経費の縮減を図るものとする。

第4 検査等業務の効率的かつ効果的实施

検査等業務については、新たな検査制度の導入に向けた動向等をも踏まえつつ、検査体制の見直しを図るとともに、中長期的な視点に立った人材育成の強化及び職員の資質の向上等の取組を通じた検査の質の確保等により、業務の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

第5 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

2 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における原子力安全基盤機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、原子力安全基盤機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、原子力安全基盤機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

3 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

原子力安全基盤機構の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

独立行政法人情報処理推進機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人情報処理推進機構（以下「情報処理推進機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 ソフトウェア開発業務の見直し

ソフトウェア開発業務については、民間企業の成長等により、開発費用等の助成の有効性が低下していることを踏まえ、技術面での支援に特化する観点から、次世代ソフトウェア開発事業を廃止するものとする。

また、オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業、中小ITベンチャー支援事業及び未踏ソフトウェア創造事業については、助成対象分野の縮小等により、事業費の削減を図りつつ、今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期目標期間終了時まで廃止等の見直しを行うものとする。

第2 情報処理技術者試験事務の見直し

1 市場化テスト等の活用による効率化

情報処理技術者試験事務については、一般競争入札の拡大や市場化テストの活用等を通じて民間開放を積極的に推進し、経費の削減を図るものとする。

2 地方支部の廃止

情報処理技術者試験事務を行う地方支部については、交通・通信手段の発達等によりその設置の必要性が低下していることを踏まえ、業務運営の効率化を図る観点から、個々の支部の必要性等を検討した上で、次期中期目標期間終了時まで廃止等の見直しを行うものとする。

第3 債務保証業務の廃止等

1 一般債務保証の廃止

一般債務保証については、民間企業の成長等によりその必要性が低下していることを踏まえ、民業補完に徹する観点から廃止するものとする。

これに伴い、一般債務保証基金のうち、政府出資金相当額については、全額国庫に返納するものとする。

2 新技術債務保証の見直し

新技術債務保証については、的確な金融判断を発揮する観点から保証割合を引き下げるとともに、新技術債務保証基金の規模の適切な見直し等を図った上で、今後の業務実績等を踏まえつつ、次期中期目標期間内に廃止等の見直しを行うものとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における情報処理推進機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、情報処理推進機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、情報処理推進機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具

体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

情報処理推進機構の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「石油天然ガス・金属鉱物資源機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 石油等探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給の見直し

石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへのリスクマネー供給については、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき支援割合の上限を引き下げた経緯、現行制度の基本的考え方、石油・天然ガスをめぐる諸般の動向等を十分に踏まえるものとする。

なお、個別の支援については、支援対象事業の採択決定、管理に当たり、出資細則、採択審査基準等にのっとり、経済性等の面から一層厳正かつ適切な審査、評価を行うものとする。

第2 金属鉱物資源探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給の見直し

1 海外探鉱資金出資事業の見直し

海外における探鉱に係る資金の出資事業については、次期中期目標期間における出資実績等を踏まえ、当該事業を継続させる必要性について検討し、その結果に基づき、在り方の見直しを行うものとする。

2 国内探鉱資金融資事業の見直し

国内における探鉱に係る資金の融資事業については、次期中期目標期間における融資実績等を踏まえ、当該事業を継続させる必要性について検討し、その結果に基づき、在り方の見直しを行うものとする。

3 海外探鉱資金融資事業の見直し

海外における探鉱に係る資金の融資事業については、次期中期目標期間における融資実績等を踏まえ、当該事業を継続させる必要性について検討し、その結果に基づき、在り方の見直しを行うものとする。

4 海外開発資金債務保証事業の見直し

海外における開発に必要な資金に係る債務の保証事業については、次期中期目標期間における保証実績等を踏まえ、当該事業を継続させる必要性について検討し、その結果に基づき、在り方の見直しを行うものとする。

第3 民間備蓄に係る支援事務の見直し

1 備蓄石油購入資金融資事業の縮小

民間備蓄義務者に対する石油購入資金の融資事業については、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）で定められた民間備蓄義務の見直しと併せ、融資対象及び規模を縮小するものとする。

2 共同備蓄会社資金出資事業の休止

共同備蓄会社への資金の出資事業については、次期中期目標期間における新規案件への出資を休止するとともに、当該期間終了時に当該事業を継続させる必要性について検討し、その結果に基づき、在り方の見直しを行うものとする。

3 共同備蓄会社資金融資事業の見直し

共同備蓄会社への資金の融資事業については、次期中期目標期間における融資実績等を踏まえ、当該事業を継続させる必要性について検討し、その結果に基づき、在り方の見直しを行うものとする。

第4 鉱害防止事業に係る融資・債務保証事務の見直し

1 鉱害防止資金及び鉱害負担金資金融資事業の見直し

鉱害防止資金及び鉱害負担金資金の融資事業については、緊急時災害復旧に必要な資金需要に円滑かつ迅速に対応できるよう必要な措置を講ずるものとし、その際、極

力融資総額の増大を招かないものとするとともに、融資条件等を真に必要なもののみ
に限定するものとする。

2 鉱害防止資金及び鉱害負担金資金債務保証事業の廃止

鉱害防止資金及び鉱害負担金資金に係る債務の保証事業については、上記1の措置
を講ずることに併せ、廃止するものとする。これに伴い、鉱害保証債務基金は、全額
国庫に返納するものとする。

第5 国家備蓄基地の管理の効率化

国家備蓄基地管理業務については、国家備蓄基地における適正な業務運営を図るとと
もに、操業サービス会社に対するより効率的かつ効果的な新たな管理手法を検討・導入
することなどを通じ、適切な目標を設定の上、第1期中期目標期間中の実績と同程度以
上の水準の経費削減を図るものとする。

第6 技術開発の重点化

技術開発については、分野を重点化するとともに、民間との適切な役割分担を図りつ
つ、優先度や必要性を精査しテーマを厳選した上で実施するものとする。

金属資源技術研究所については、次期中期目標期間における具体的成果を踏まえ、当
該期間終了時に統廃合を含めた見直しを行うものとする。

また、公的研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給
の防止対策を強化する観点から、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等
の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿った取組
を行うことにより、業務の適正な運営を図るものとする。

第7 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第6に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目
標における石油天然ガス・金属鉱物資源機構の任務の位置付け、国・民間等との役割

分担など、石油天然ガス・金属鉱物資源機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

石油天然ガス・金属鉱物資源機構の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

する。

独立行政法人中小企業基盤整備機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人中小企業基盤整備機構の主要な事務及び事業のうち融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨を踏まえた上で、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 個別法に基づく直接出資業務の廃止等

1 産業活力再生法に基づく出資業務等の廃止

産業活力再生法に基づく出資業務（産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第14条第1項第2号に基づく出資業務）及び中小企業新事業活動促進法に基づく出資業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第31条第1項第2号に基づく出資業務）については、最近の業務実績が著しく低下していることを踏まえ、廃止するものとする。

2 高度化出資業務の重点化等

高度化出資業務（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第5号ハに基づく出資業務）については、業務ニーズの動向に即した業務の実施を図る観点から、出資対象を商業基盤施設に限定するものとする。また、業務ニーズの的確な把握に努めるとともに、今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期目標期間内に廃止等の見直しを行うものとする。なお、業務を実施する間は、業務の原資である政府出資金の毀損の防止を図るものとする。

3 中心市街地活性化法に基づく出資業務の見直し

中心市街地活性化法に基づく出資業務（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第38条第1項第1号に基づく出資業務）については、同法を含むいわゆるまちづくり三法の改正に基づく制度改正の効果を見極めるため、業務ニーズの的確な把握に努めるとともに、今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期目標期間

内に廃止等の見直しを行うものとする。

なお、業務を実施する間は、業務の原資である政府出資金の毀損の防止を図るものとする。

第2 個別法に基づく債務保証業務の廃止等

1 産業活力再生法に基づく債務保証業務等の廃止

産業活力再生法に基づく債務保証業務(産業活力再生特別措置法第14条第1項第1号に基づく債務保証業務)、中小企業新事業活動促進法に基づく債務保証業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第5条に基づく債務保証業務)及び大学等技術移転促進法に基づく債務保証業務(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第6条に基づく債務保証業務)については、最近の業務実績が著しく低下していることを踏まえ、廃止するものとする。

2 中心市街地活性化法に基づく債務保証業務の見直し

中心市街地活性化法に基づく債務保証業務(中心市街地の活性化に関する法律第42条に基づく債務保証業務)については、同法を含むいわゆるまちづくり三法の改正に基づく制度改正の効果を見極めるため、業務ニーズの的確な把握に努めるとともに、今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期目標期間内に廃止等の見直しを行うものとする。

第3 高度化融資事業の見直し

1 融資案件の限定等

新たな不良債権の発生を極力抑制する観点から、融資先の返済能力を踏まえた償還可能性、償還計画、都道府県の債権管理体制等の十分な精査により査定した案件に限定して融資を実行するとともに、融資実行後の初期段階から積極的な巡回調査、助言等を実施するものとする。

また、民業補完の徹底の観点から、長期設備資金等他の金融機関からの融資のみでは対応できない案件に限定して融資を実行するものとする。

2 不良債権の削減

不良債権の削減については、モラルハザードの発生等を防止する観点から安易な償却を行わず、都道府県と十分連携して、以下の取組を行うものとする。

- ① 業務担当者を対象とした専門研修や債権管理アドバイザーによる助言の実施等を通じた都道府県の債権管理業務の支援により債権回収を推進する。
- ② 専門家の派遣や経営診断の実施等融資先に対する経営支援により債権正常化を促進する。
- ③ 早期の事業再生を推進する。

第4 ファンド出資事業の見直し

ファンド出資事業については、事業目的を踏まえた適切な事業運営、事業成果の向上及び事業の原資である政府出資金の毀損防止を図る観点から、以下の取組を行うものとする。

- ① 我が国におけるベンチャーキャピタルの投資残高の増加率等事業目的に即した定量的な事業成果指標の設定及び同指標を用いた事業評価を実施する。
- ② 事業実績及び事業成果を踏まえた事業の在り方の定期的な見直しを実施する。
- ③ 設立後一定期間が経過したファンドを対象とした中間評価を実施する。
- ④ 販売先紹介や専門家派遣等投資先企業に対する資金供給以外の経営支援を積極的に実施する。
- ⑤ 投資先の選定能力等を踏まえたファンド運営会社の選定を実施する。

第5 政府出資金の規模の見直し

融資等業務の原資に充当している政府出資金の規模については、個別法に基づく直接出資業務の一部廃止・重点化、近年の高度化融資事業における融資残高等の減少・不良債権の抑制に向けた融資の限定等を勘案し、今後の資金需要の見通しについて十分に精査するとともに、事業の実施状況を踏まえ、適正なものとなるよう見直しを行うものとする。

(案)

政 委 第 号

平成 18 年 11 月 日

国 土 交 通 大 臣
冬 柴 鐵 三 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）等に基づき、平成 18 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成 20 年度末までに中期目標期間が終了する法人で融資等業務を行う独立行政法人等計 23 法人について勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の独立行政法人（自動車検査独立行政法人、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人自動車事故対策機構）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかすとともに、予算編成過程における財政当局からの指摘、官民競争入札等監理委員会における市場化テストに関する議論等を十分に踏まえた見直し内容としていただくようお

願います。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

自動車検査独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性（案）

自動車検査独立行政法人の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 自動車検査業務の重点化等

1 自動車検査業務の重点化

自動車検査業務については、法人の業務の縮減・重点化の観点から、国として民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置を講ずることにより法人における検査の業務量を縮減することとし、これにより法人の業務を新規検査、街頭検査、ユーザー車検の受皿機能等に重点化するものとする。

2 自動車検査業務の機械化・電子化の推進

自動車検査業務については、運営の効率化及び検査の質の向上の観点から、電子化・情報化に対応した車両検査施設の導入等により、一層の機械化・電子化を推進するものとする。

第2 事務所の要員配置の見直し

自動車検査業務については、運営の効率化の観点から、次期中期目標等において、業務量に応じた要員配置となるよう事務所ごとの要員配置計画を策定・実施するとともに、次期中期目標期間内においても、上記第1の取組による法人の業務の縮減・重点化等の状況を踏まえつつ、全体の要員規模及び要員配置計画の的確な見直しを行うものとする。

第3 検査手数料の見直し

自動車検査独立行政法人が行う審査に係る費用について、国の財政支出を縮減する観

点及び自動車検査独立行政法人の経営責任を高める観点から、現在、国（自動車検査登録特別会計）が徴収している検査手数料の在り方、積算方法の見直しを検討するものとする。

第4 非公務員による事務及び事業の実施

自動車検査独立行政法人の事務及び事業については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第52条の規定の趣旨を踏まえ、非公務員が担うものとする。

第5 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における自動車検査独立行政法人の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、自動車検査独立行政法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、自動車検査独立行政法人の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促す

とともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の見直しについて」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

自動車検査独立行政法人の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の主要な事務及び 事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」という。）の主要な事務及び事業のうち融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨を踏まえた上で、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 内航海運活性化融資業務の収束に向けた取組等

内航海運活性化融資業務については、同融資を受けて日本内航海運組合総連合会（以下「内航総連」という。）が行っている内航海運暫定措置事業の収束に向けた円滑かつ着実な推進のため、国は内航総連に対し、毎年度同事業の収入及び支出に関して資金管理計画を作成・公表させ、着実な債務の償還が図られるよう適切に監督するものとする。これにより、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が内航海運活性化融資業務に関し調達する借入金が前年度以下となるようにするものとする。

また、内航海運活性化融資業務に係る手数料については、説明責任を徹底する観点から、その使途を業務実績報告書等において公表するものとする。

さらに、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が内航海運活性化融資業務に関し調達する借入金については、資金調達コストを縮減するため、入札又はシンジケートローン等の導入による調達を検討するものとする。

第2 高度船舶技術開発等業務のうちの利子補給及び債務保証の見直し

高度船舶技術開発等業務のうちの利子補給及び債務保証については、研究開発から実用化に至るまでの各段階における支援の一環として高度船舶技術開発等業務のうちの助成金交付業務と一体的に運営されていることを踏まえ、それらの在り方については、平成19年度の次期中期計画策定時に、高度船舶技術開発等業務全体の検討の中で総合的に見直すものとする。その際、利子補給及び債務保証については、これまで、利子補

給の実績が少なく、債務保証の実績がないことを踏まえ、改めてニーズや政策手段としての有効性の検証等を行う。また、これらを踏まえ、利子補給及び債務保証の財務基盤となっている基金の存続の必要性を含め見直しを行うものとする。

独立行政法人自動車事故対策機構の主要な事務及び事業の改廃に
関する勧告の方向性（案）

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「自動車事故対策機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 指導講習・適性診断による事故防止の徹底等

指導講習・適性診断については、自動車事故の発生の防止に資する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① IT化等による業務の効率化により経費の削減を図りつつ、民間認定機関による実施と合わせ受講者数・受診者数の拡大を図ることとし、次期中期目標等において、受講者数・受診者数の拡大に向けた実効性のある取組を明記するとともに、指導講習・適性診断の種類ごとに達成すべき目標を設定する。なお、受講者数・受診者数の状況や業務に要する経費の状況を踏まえ、受講者・受診者の適切な費用負担の水準についても検討する。
- ② 当該業務への民間参入を推進するため、新たに指導講習・適性診断の実施機関となろうとする民間団体等について、積極的に認定取得を支援する。

2 療護センターの知見・成果の普及促進等

療護センター運營業務については、療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、次期中期目標等において、知見・成果の普及促進に向けた取組を具体的に明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、自己収入の増加の観点から、療護センターが保有する高度先進医療機器を有効活用し、外部検査を積極的に受け入れるものとする。

第2 融資等業務の見直し

生活資金貸付業務については、人件費、債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、それを踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図るものとする。

第3 主管支所及び支所の業務の集約化・効率化

主管支所及び支所については、業務運営の効率化の観点から、業務量が比較的少ない支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とするものとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における自動車事故対策機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、自動車事故対策機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、自動車事故対策機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具

体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

自動車事故対策機構の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

(案)

政 委 第 号

平成 18 年 11 月 日

国 土 交 通 大 臣
冬 柴 鐵 三 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の
改廃に関する意見について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）等に基づき、平成 18 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成 20 年度末までに中期目標期間が終了する法人で融資等業務を行う独立行政法人等計 23 法人について勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。貴省所管の独立行政法人奄美群島振興開発基金については、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の規定の適用が除外されているところですが、独立行政法人制度においては、第三者機関による事後評価及び定期的な組織・業務の見直しの客観性を担保することが重要な要素とされていることから、当委員会において、同基金について「勧告の方向性」に準じた意見を別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該意見を踏まえて見直しを進めていただき、中期目標・中期計画の改定等を行っていただくとともに、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）が平成 20 年度末に期限切れになることを踏まえ、21 年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に同基

金の業務の見直しが行われる際は、本意見の趣旨を最大限いかしていただくようお願いいたします。なお、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、参考を送付いたします。また、当委員会が「勧告の方向性」において全主務大臣に対し共通に指摘している事項についても参考にお送りいたします。

当委員会としては、今後、「勧告の方向性」のフォローアップについて（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）の趣旨を踏まえ、同基金の中期目標・中期計画の改定等に向けた貴省、同基金及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただくこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の改廃 に関する意見（案）

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美群島振興開発基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 他の金融機関等に対応できないメニューへの特化

法人の融資業務及び債務保証業務については、民業補完の徹底及び業務の重点化の観点から、民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等他の金融機関等に対応できない、あるいは法人が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止するものとする。

第2 法人の業務内容の抜本的見直し

奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づき設立され、奄美群島の振興開発の一環として行われている奄美群島振興開発基金の業務内容については、同法が平成20年度末に期限切れになることを踏まえ、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討を行うものとする。

「勧告の方向性」において全主務大臣に共通して
指摘している事項

○ 業務全般に関する見直し

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における法人の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、法人の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、5 年間で 5 % 以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

法人の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加等を図る等の観点から、見直しを行うものとする。